

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第51期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社YU-WA Creation Holdings
(旧会社名 京都きもの友禅株式会社)

【英訳名】 YU-WA Creation Holdings Co.,Ltd.
(旧英訳名 KYOTO KIMONO YUZEN CO.,LTD.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服 部 雅 親

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

【電話番号】 (03)3639-9191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長経営管理本部長 粕 谷 進 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

【電話番号】 (03)3639-9191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長経営管理本部長 粕 谷 進 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2021年6月28日開催の第50期定時株主総会の決議により、2021年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期 第3四半期連結 累計期間	第51期 第3四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	5,622,834	6,186,103	7,668,004
経常利益又は経常損失() (千円)	189,596	12,889	98,840
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	201,909	47,893	77,480
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	223,240	47,893	98,811
純資産額 (千円)	5,454,965	4,925,298	5,330,536
総資産額 (千円)	12,629,494	12,571,428	12,207,633
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	16.88	4.05	6.50
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	43.2	39.2	43.7

回次	第50期 第3四半期連結 会計期間	第51期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2020年12月31日	自2021年10月1日 至2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	26.74	14.80

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 1株当たり四半期(当期)純利益及び1株当たり四半期純損失については、その算定上の基礎となる期中平均株式数を計算するに当たり「株式給付型E S O P」が保有する当社の普通株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当社は、2021年6月28日開催の株主総会決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社京都きもの友禅分割準備会社を承継会社として会社分割（吸収分割）を行い、持株会社体制へ移行しました。これに伴い、当社は2021年10月1日付で商号を「株式会社YU-WA Creation Holdings」に、株式会社京都きもの友禅分割準備会社は「京都きもの友禅株式会社」に、それぞれ変更いたしました。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「3 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、緊急事態宣言解除により経済活動にも一部持ち直しの動きがみられましたが、動向には引き続き注視が必要であり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループでは、感染拡大の抑制に必要な対策、対応を実施しながら営業活動を行ってまいりました。当社グループにおける各事業部門別の状況は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更いたしました。そのため、各セグメントの前年同期比較および分析は、変更後の区分に基づいております。

また、第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しています。詳細は、「第4 経理の状況 1四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更等）」に記載のとおりです。

〔和装店舗運営事業〕

「振袖」販売およびレンタルについては、緊急事態宣言発令期間が長期化したことや、集客のデジタルシフトによる効果が十分にでていなかったこともあり、夏の繁忙期における集客に苦戦したものの、10月以降の販促キャンペーンによる来店者数増加により、受注高は前年同期比3.2%増となりました。また、既存顧客を対象とした「一般呉服」等の受注高については、感染拡大防止に努めながら積極的に催事を行い、堅調に推移したため、前年同期比29.1%増となりました。

以上により、和装店舗運営事業の売上高（出荷高）については、収益認識会計基準等の適用の影響も加味し、7.9%増の6,017百万円となりました。

利益面においては、売上総利益率は収益認識会計基準等の適用を加味した結果、前年同期と比べ0.4ポイント改善し62.9%となりました。販売費及び一般管理費については、中期計画策定のもと前期に引き続き構造改革を進めており、特に広告宣伝費比率を引き下げつつ売上高を確保していく体制への変更を進めております。前述のとおり売上高は増加したものの、前年同期は臨時休業期間中に発生した費用（人件費、店舗家賃、催事中止費用等）を特別損失として計上していたこともあり、対売上高比は3.5ポイント上昇いたしました。この結果、和装店舗運営事業の営業利益は前年同期比24.8%減の433百万円となりました。

〔その他事業〕

その他事業については、写真スタジオ事業、EC事業を中心に売上高拡大に取り組み、売上高は前年同期比268.2%増の168百万円となりました。一方、新規事業への先行投資を行ったこともあり、営業損失は61百万円（前年同期は営業利益7百万円）となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は前年同期比10.0%増の6,186百万円、営業損失は29百万円（前年同期は営業利益161百万円）、経常損失は12百万円（同 経常利益189百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は47百万円（同 親会社株主に帰属する四半期純利益201百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて4.5%増加し、9,827百万円となりました。これは、収益認識会計基準等の適用に伴い、割賦売掛金を売掛金に含めて記載することとしたため、売掛金が2,930百万円増加し、割賦売掛金が2,808百万円減少したこと、また、現金及び預金が156百万円、商品及び製品が130百万円それぞれ増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.0%減少し、2,743百万円となりました。これは、有形固定資産が113百万円増加し、差入保証金が150百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて3.0%増加し、12,571百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて11.3%増加し、7,347百万円となりました。これは、収益認識会計基準等の適用に伴い、契約負債が470百万円、前受収益が534百万円それぞれ増加し、割賦未実現利益が449百万円、販売促進引当金が103百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて7.7%増加し、298百万円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて11.2%増加し、7,646百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて7.6%減少し、4,925百万円となりました。これは、収益認識会計基準等の適用に伴い累積的影響額として295百万円の減少を加味したこと等により、利益剰余金が416百万円減少したことなどによります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 受注、販売及び仕入の状況

当第3四半期連結累計期間において、受注、販売及び仕入の状況の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,612,000
計	72,612,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,498,200	15,498,200	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は 100株であります。
計	15,498,200	15,498,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		15,498,200		1,215,949		304,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,306,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,178,900	121,789	
単元未満株式	普通株式 13,100		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,498,200		
総株主の議決権		121,789	

- (注) 1 単元未満株式欄の普通株式には、当社保有の自己株式39株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式351,300株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 京都きもの友禅株式会社	東京都中央区日本橋 大伝馬町14番1号	3,306,200		3,306,200	21.3
計		3,306,200		3,306,200	21.3

- (注) 1 「株式給付型E S O P」が保有する当社株式は、上記自己名義所有株式数には含まれておりません。
2 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行しており、京都きもの友禅株式会社は「株式会社YU-WA Creation Holdings」に商号を変更しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,280,960	4,437,273
売掛金	91,852	3,022,292
割賦売掛金	2,808,000	-
商品及び製品	1,501,519	1,631,915
原材料及び貯蔵品	32,348	34,525
その他	692,575	701,683
流動資産合計	9,407,256	9,827,690
固定資産		
有形固定資産		
その他(純額)	148,827	262,621
有形固定資産合計	148,827	262,621
無形固定資産		
無形固定資産	80,440	72,441
投資その他の資産		
投資有価証券	40,095	40,095
差入保証金	1,805,200	1,655,200
敷金及び保証金	709,425	695,883
その他	16,389	17,497
投資その他の資産合計	2,571,109	2,408,675
固定資産合計	2,800,377	2,743,738
資産合計	12,207,633	12,571,428

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	193,778	424,651
短期借入金	1,300,000	1,300,000
リース債務	6,708	8,136
未払法人税等	80,836	33,714
前受金	958,044	1,226,304
預り金	3,008,892	2,906,316
賞与引当金	95,000	23,001
販売促進引当金	103,440	-
割賦未実現利益	449,836	-
前受収益	-	534,130
資産除去債務	20,263	7,413
契約負債	-	470,027
その他	382,621	413,511
流動負債合計	6,599,422	7,347,208
固定負債		
リース債務	7,631	20,337
繰延税金負債	8,996	-
株式給付引当金	4,995	16,317
資産除去債務	256,052	262,266
固定負債合計	277,675	298,921
負債合計	6,877,097	7,646,130
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,215,949	1,215,949
資本剰余金	1,431,398	1,407,258
利益剰余金	5,748,973	5,332,695
自己株式	3,065,784	3,030,604
株主資本合計	5,330,536	4,925,298
純資産合計	5,330,536	4,925,298
負債純資産合計	12,207,633	12,571,428

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	5,622,834	6,186,103
売上原価	2,109,884	2,311,087
売上総利益	3,512,949	3,875,015
販売費及び一般管理費	3,351,749	3,904,028
営業利益又は営業損失()	161,200	29,012
営業外収益		
受取利息	183	99
受取配当金	1,500	-
助成金収入	-	23,144
受取保険金	-	4,300
信販取次手数料	47,919	-
雑収入	8,793	6,105
営業外収益合計	58,396	33,649
営業外費用		
支払利息	15,043	9,865
支払手数料	10,000	6,000
雑損失	4,956	1,660
営業外費用合計	30,000	17,525
経常利益又は経常損失()	189,596	12,889
特別利益		
投資有価証券売却益	3,269	600
固定資産売却益	781	-
助成金収入	¹ 195,899	-
会員積立金取崩益	² 277,954	-
特別利益合計	477,906	600
特別損失		
臨時休業等による損失	³ 376,527	-
和解金	12,550	2,500
固定資産除却損	-	0
減損損失	-	3,637
特別損失合計	389,077	6,137
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	278,424	18,426
法人税、住民税及び事業税	75,408	35,364
法人税等調整額	1,107	5,897
法人税等合計	76,515	29,466
四半期純利益又は四半期純損失()	201,909	47,893
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	201,909	47,893

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	201,909	47,893
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,331	-
その他の包括利益合計	21,331	-
四半期包括利益	223,240	47,893
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	223,240	47,893
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持株会社体制への移行に伴い、「京都市もの友禅株式会社」を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、代理人取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来「成人式当日の着付ヘアメイク特典」について、将来の特典利用に備えるため、販売促進引当金を計上する方法によっておりましたが、「成人式当日の着付ヘアメイク特典」を別個の履行義務として識別し、特典利用まで収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は76,953千円減少し、売上原価は40,986千円減少し、販売費及び一般管理費は89,057千円減少し、営業利益は53,090千円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ25,311千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は295,359千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「割賦売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「売掛金」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「割賦未実現利益」は、「前受収益」に含めて表示することとしました。また、「販売促進引当金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 助成金収入

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金であります。

2 会員積立金取崩益

連結子会社(株)京都きもの友禅友の会会員の預り金残高のうち、連絡不能等、将来的にも使用が見込まれない長期未使用預り金について計上したものであります。

3 臨時休業等による損失

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言に伴う店舗の臨時休業期間中に発生した費用であり、主な内訳は、人件費、店舗家賃、催事中止費用等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	55,556千円	51,564千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	35,924	3	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金
2020年11月5日 取締役会	普通株式	37,062	3	2020年9月30日	2020年11月30日	利益剰余金

(注) 2020年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	36,448	3	2021年3月31日	2021年6月29日	利益剰余金
2021年11月10日 取締役会	普通株式	36,575	3	2021年9月30日	2021年11月30日	利益剰余金

(注) 1 2021年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

- 2 2021年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	和装店舗運営 事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,576,988	45,846	5,622,834		5,622,834
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	5,576,988	45,846	5,622,834		5,622,834
セグメント利益	577,294	7,187	584,482	423,281	161,200

(注) 1 セグメント利益の調整額 423,281千円は本社管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	和装店舗運営 事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,017,278	168,824	6,186,103		6,186,103
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	6,017,278	168,824	6,186,103		6,186,103
セグメント利益 又は損失()	433,322	61,184	372,138	401,151	29,012

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 401,151千円は本社管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「和装店舗運営事業」セグメントにおいて、資産の用途変更に伴い回収可能価額を見直した結果生じた減少額 3,637千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは従来、「和装関連事業」とそれに付随する「金融サービス事業」を展開してまいりましたが、2021年3月期より、中長期的な更なる成長のために、新規事業の創出・拡充を推進しており、新規事業として写真スタジオ事業、EC事業を開始してまいりました。さらに、2022年3月期第1四半期にはネイルサロン事業を開始、第

2 四半期にはオンラインスクール事業を開始しております。また、第1四半期連結会計期間より、事業セグメントの見直しを行い、「金融サービス事業」は和装店舗での商品売上に付随した収益であることから、「和装関連事業」と合わせて店舗別損益を管理することとしました。これに伴い、報告セグメントを従来の「和装関連事業」「金融サービス事業」から、「金融サービス事業」を「和装関連事業」に含めた「和装店舗運営事業」、及び前述の新規事業等を集約した「その他事業」に報告セグメントを変更いたしました。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

また、会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「和装店舗運営事業」の売上高は76,953千円減少、セグメント利益は53,090千円増加しております。

(企業結合等関係)

(持株会社体制への移行に伴う会社分割)

当社は、2021年5月10日開催の取締役会決議に基づき、当社の完全子会社である株式会社京都きもの友禅分割準備会社(2021年10月1日付で「京都きもの友禅株式会社」に商号変更。以下「分割準備会社」といいます。)との間で吸収分割契約を締結いたしました。また、2021年6月28日に開催の当社定時株主総会での承認を経て、2021年10月1日付で当社の事業を分割準備会社に承継いたしました。

これに伴い、当社は2021年10月1日付で「株式会社YU-WA Creation Holdings」(呼称：ユーワクリエイションホールディングス)に商号変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

1. 会社分割の概要

(1) 対象となった事業の内容

和装店舗運営事業及びその他事業

(2) 企業結合日

2021年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、分割準備会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社YU-WA Creation Holdings

承継会社：京都きもの友禅株式会社

(5) 会社分割の目的

当社グループは、新規事業の創出、次世代の経営者の育成、ガバナンス体制の強化を進め、また、迅速な意思決定が可能となる体制を整えることにより、さらなる企業価値の向上と事業の拡大を目的として持株会社体制に移行することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	合計
	和装店舗 運営事業	その他事業	計		
和装売上高	5,723,799		5,723,799		5,723,799
金融売上高	78,402		78,402		78,402
写真売上高		96,911	96,911		96,911
その他		71,912	71,912		71,912
顧客との契約から生じる収益	5,802,202	168,824	5,971,026		5,971,026
その他の収益	215,076		215,076		215,076
外部顧客への売上高	6,017,278	168,824	6,186,103		6,186,103

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 () (円)	16.88	4.05
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失() (千円)	201,909	47,893
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失() (千円)	201,909	47,893
普通株式の期中平均株式数(株)	11,962,829	11,818,093

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間166,069株、当第3四半期連結累計期間351,300株)。

2 【その他】

第51期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)中間配当について、2021年11月10日開催の取締役会において、2021年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	36,575千円
1株当たりの金額	3円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年11月30日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社YU-WA Creation Holdings
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 川 高 史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社YU-WA Creation Holdings（旧会社名 京都きもの友禅株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社YU-WA Creation Holdings（旧会社名 京都きもの友禅株式会社）及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。